

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第8回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。2番藤本委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名をさせて頂きます。11番 河野委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、さっそく議案第45号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号27番 土地の所在は、国東町小原字[REDACTED]番[REDACTED]、地目が畠、面積は153m²、外に畠が1筆の合計2筆で面積が266m²になります。渡人は、国東町小原の[REDACTED]さん、受人は、国東町小原の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人は、自宅から遠く管理できないためと、受人は、私有地に隣接する当該農地を譲り受けるとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号28番 土地の所在は武蔵町内田字[REDACTED]番、地目が田、面積は228m²になります。渡人は、別府市の[REDACTED]さん、受人は、武蔵町内田の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人は、高齢で市外在住により管理できないためと、受人は、耕作放棄により病害虫の発生による損害が発生する危険があるので買い取って管理するとなっています。売買による所有権移転です。</p>

事務局	<p>次に申請番号 29 番 土地の所在は国見町中字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は 382 m²、外に畑が 5 筆、田が 2 筆の合計 8 筆で、面積が 1,407 m²になります。渡人は、東京都の [REDACTED] さん、受人は、国見町中の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できいためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号 30 番 土地の所在は安岐町吉松字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は 2,896 m²、外に田が 2 筆、畑が 3 筆の合計 6 筆で、5,526 m²になります。渡人は、安岐町吉松の [REDACTED] さんです。申請事由は、高齢により管理できいためとなっています。</p> <p>次に土地の所在は安岐町吉松字 [REDACTED] 番、地目が田、面積は 184 m²です。渡人は、安岐町吉松の [REDACTED] さんです。申請事由は、農業に従事できいため、農地を処分するとなっています。</p> <p>最後に、土地の所在は安岐町中園字 [REDACTED]、地目が畑、面積は 70 m²です。渡人は、別府市の [REDACTED] さんです。申請事由は、市外在住のため管理できないとなっています。</p> <p>以上の受人は、安岐町吉松の [REDACTED] さんです。申請事由は、経営規模の拡大となっています。全て売買による所有権移転です。</p>
議長	議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号 27 番から 30 番について一括して説明がありましたが、ご質疑はございませんか。
議長	(質疑なし)
議長	それでは、申請番号 27 番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号 27 番について、全会一致で承認されました。

次に申請番号 28 番について承認される方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	申請番号28番について、全会一致で承認されました。
	次に申請番号29番について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	申請番号29番について、全会一致で承認されました。
	最後に申請番号30番について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	申請番号30番について、全会一致で承認されました。
	議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号27番から30番については、全て全会一致で承認されました。
	次に、議案第46号 農地法第5条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第46号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。
	申請番号12番 土地の所在は、国東町綱井字[REDACTED]番[REDACTED]、地目が田、面積は187m ² です。渡人は、国東町綱井の[REDACTED]さん、受人は、国東町小原の[REDACTED]さんです。転用の目的は一般個人住宅です。申請事由は、持ち家が無いので、住宅を新築するとなっています。申請地は、南側は5mほど低く、渡人の宅地があり、西側と北側は公衆道路、東側は渡人の農地に囲まれており、農地の連たん性が10ha以上の一団の農地と接続していることから第1種農地と判断できますが、現在居住している市営住宅が手狭になり、子どもの通学のことも考え、実家の隣接地での住宅建築であり、やむを得ないと認められます。農振地区除外許可日が令和元年6月26日となっています。貸借権による所

事務局	<p>有権移転です。</p> <p>次に申請番号13番 土地の所在は、国東町田深字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畠、面積は193m²です。渡人は、大分市の [REDACTED]、受人は、杵築市の [REDACTED]さんです。転用の目的は集団住宅です。申請事由は、遊休農地にアパートを建築し、有効利用したいとなっています。申請地は、南、西、北側は宅地、東側は人が通れるほどの道に囲まれた農地で、都市計画用途指定区域内の第3種農地です。事業用地は、このほかに宅地2筆の合計3筆で1,221.18m²になります。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号14番 土地の所在は、国東町田深字 [REDACTED] 番、地目が田で、面積は1,184m²、外田が1筆の合計2筆で、1,897m²になります。渡人は、広島県の [REDACTED]さん、受人は、別府市の [REDACTED]さんです。転用の目的は、太陽光発電施設です。申請事由は、遊休農地に太陽光発電施設を設置し、有効利用したいとなっています。パネル数324枚、合計出力103.68kWの施設です。申請地は、西、北、東側は農地、南側は公衆用道路に囲まれた農地で、都市計画用途指定区域内の第3種農地です。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第46号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号12番から14番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第46号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号12番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>申請番号12番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号13番について、承認される方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	申請番号13番については、全会一致で承認されました。
	最後に申請番号14番について、承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	議案第46号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請の、申請番号11番から14番については、全会一致で承認されました。
	次に議案第47号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第47号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。
	利用権の設定が、総数が80筆で118,507m ² 、内訳として田が60筆で69,339m ² 、畠が17筆で49,168m ² となっています。
	新規設定は、総数が57筆で66,125m ² 、更新設定は、20筆で52,382m ² です。詳細につきましては、資料の4ページから9ページをご確認ください。
議長	議案第47号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
議長	それでは、議案第47号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第47号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。

議長	続いて議案第48号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第48号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が25筆の29,950m²で、全て田となります。借受者は、未定となっています。詳細につきましては、資料の10ページから12ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第48号 農用地利用配分計画について、説明がありました が、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第48号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第48号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第49号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第49号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号32番 土地の所在は、国東町富来浦字[REDACTED]番[REDACTED]、地目が田、面積は215m²、外に田が1筆の合計2筆で633m²になります。申請人は国東町富来浦の[REDACTED]さんです。申請事由については、何年も利用しておらず、現況は荒れ地となっており、農地への復旧が困難なためとなっています。</p>
議長	<p>議案第49号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号32番の説明がありましたが、ご質問ご意見はあり</p>

議長	ませんか。 (質疑なし)
議長	それでは、議案第49号 申請番号32番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第49号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号32番は全会一致で提案通り承認されました。
	次に、議案50号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第50号 空き家に付随した農地の指定について、ご説明申し上げます。
	申請番号3番 土地の所在は、安岐町糸永字 [] 番 [] 、地目が田、面積は202m ² 、外に田が3筆、畠が1筆の合計5筆で954m ² になります。申請人は、北九州市の [] さんです。国東市空き家バンク物件 [] 番になります。
議長	議案第50号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質疑なし)
議長	それでは、議案第50号 申請番号3番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案台50号 申請番号3番については、全会一致で承認されました。
	次に議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明願います。

事務局	<p>それでは、議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について ご説明申し上げます。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会法第7条第1項に定められており、地域の農地利用の将来のビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針を定めるよう努めなければならないとなっています。案を作成しましたので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見はありますか。</p>
佐藤委員	<p>目標数値が、かなり厳しい感じがしますが、努力目標ととらえてよいのですか。</p>
事務局	<p>農業委員さん、推進委員さんが改選される3年ごとに見直しをかけて行くようになりますので、その時にまた見直しを行います。</p>
議長	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全会一致で承認されました。</p>
	<p>議案については、以上であります。</p>
	<p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>

議長.....

議事錄署名委員.....

議事錄署名委員.....